

厚木市立三田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え

いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに対する基本認識 <厚木市いじめ防止基本方針>

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。

いじめ防止等に向けた基本理念 <厚木市いじめ防止基本方針>

- 市民は、いじめをしない・させない・見逃さない。
- 大人は、いじめに対して適切な対処をする。

いじめ防止等に向けた基本理念 <三田小学校>

- 児童自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動できる力を身につけさせる。
- 学校と家庭、地域が連携し、大人が模範となる姿を自ら示し、児童の発達段階に応じた支援を行えるようにする。
- 「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。

(2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

「いじめをしない・させない・見逃さない」、「大人は、いじめに対して適切に対処をする」という基本理念に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対処」のための取組や意識等について、学校・家庭・地域が共通意識のもとに、一体となり、いじめの防止に取り組めるよう、様々な機会を通し取り組みを進める。

①児童に関すること(指導・支援)

- ・児童が主体となって、いじめを防止する取り組みが実践できるような指導や支援をする。
- ・相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の相談を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

②教職員に関すること

- ・いじめの未然防止、早期発見に向け、児童指導研修を充実させ、全職員が共通認識を持てるようにする。
- ・いじめの訴えを受けた時には、「三田小学校いじめ防止対策組織」を活用し、学級担任等が一人で問題を抱え込むことがないようにする。また、解消までの継続的な支援を徹底する。

③家庭・地域社会との連携に関すること

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを地域と連携して目指す。
- ・いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、家庭、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たることができるよう、日頃からの連携を深める。

2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
内容	休通授生 業年業活 明の参ア け取親ン 直組・ケ 前の周懇 電話知ト 話連会 絡	家児 庭童 訪情 問報 での交 情報換 報会 交換 換	学児い生 年童じ活 Pのめア T教暴ン A育力ケ 企相防ト 画談止キ (授業参観 後) キヤ ンペー ン (新入生情 報交換会)	学安 期全 反教 省室	学休 校業 地明 域け 合直 同前 パの ト電 ロー話 ル絡	通 年の 取組 の強 化	中 学 校 へ 行 こ う 週 間 (中 学 校 部 活 見 学)	中 学 校 文 化 発 表 会 へ の 参 加	生 活 の 教 育 相 談 キ ヤ ン ペ ー ン	保 護 者 と の 個 別 面 談 キ ヤ ン ペ ー ン	学 校 地 域 合 同 パ ト ロ ー ル	学 校 地 域 合 同 パ ト ロ ー ル	休 業 明 け 直 前 の 電 話 連 絡	安 全 教 室 学 校 の 先 生 による 小 学 校 授 業 参 観	児 童 の 教 育 相 談 (任 意)	学 年 末 反 省 中 学 校 説 明 会 (6 年 生)

(2) 三田小学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	学校運営協議会	睦合北地区青少年健全育成会会長
2		睦合北地区相談員・指導員
3		三田小学校子ども見守り隊隊長・事務局
4		民生委員
5		PTA会長・副会長
6	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
7		主任児童委員
8	警察・法務局	少年補導員
9		保護司
10	学校	校長・教頭・児童支援担当・児童指導担当

(3) 未然防止のための取組

- ① 学校全体として
 - ・学級活動を充実させ、児童一人ひとりに居場所のある学級・学年経営に努めます。
 - ・発達段階に応じた行事を積極的に設定し、児童の活躍の場を設定します。
 - ・毎月1日を「命の日」とし、命に関する学級指導を行います。
 - ・教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
 - ・いじめに対する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
 - ・いじめに対する認識を児童・保護者、地域、そして教職員が共通してもてるようにします。
 - ・インターネット上のいじめなど、社会情勢に応じたいじめに対応できるようにします。
- ② 児童指導・支援として
 - ・小中学校で連携し、生活面、学習面の9年間一貫した指導を行います。
 - ・いじめに関しては、心理的側面と法的側面があることを教職員、児童・保護者が理解できるようにします。
- ③ 家庭・地域等との連携として
 - ・学校運営協議会や関係団体などを活用し、地域と共同でいじめに対応できる場を設けます。
 - ・PTAや地区青少年指導員とともに、長期休業中の地区内パトロールを実施し、児童の把握に努めます。
 - ・学級通信や学年通信、ホームページなどを活用し、いじめに対する啓発活動を行います。

(4) 早期発見のための取組

- ① 学校全体として
 - ・アンケートや教育相談等により、定期的に児童の声を聴く機会を設けます。
 - ・学級懇談会や家庭訪問、保護者面談などで、家庭との連絡を密に取ります。
 - ・職員会議や児童支援校内委員会などで個々の情報交換を密に取ります。
- ② 児童指導・支援として
 - ・学級経営などを充実させ、相談しやすい学級、学年環境を整えます。
 - ・SCや元気アップアシスタントとの連携をとり情報を共有します。
- ③ 家庭・地域との連携として
 - ・家庭訪問や教育相談などを行い、保護者との連携に努めます。
 - ・児童の小さな変化についても常日頃から家庭と共有をし、共通の視点で児童を育てます。
 - ・地域の目を大切にし、情報が素早く入るよう、日頃から連携を深めます。

(5) 適切な対処のための取組

- ① 学校全体として
 - ・「未然防止」に係わる取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かをとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
 - ・被害をうけている児童の訴えを受けた時は、組織的に指導方針を検討し、保護者と連携を図ります。
 - ・必要に応じて校内ケース会議を立ち上げ、指導方針の共通理解を図ったり、管理職の判断のもと関係諸機関と連携したりします。
- ② 児童指導・支援として
 - ・被害児童の安全と、安心した生活の回復を大前提として支援を行います。
 - ・加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
 - ・加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)が解消するまで、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- ③ 家庭・地域等との連携として
 - ・被害及び加害児童の保護者との連携を密に行い、指導及び支援、他機関への接続などの対応をします。
 - ・継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
 - ・法的に「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)。また、緊急の場合には即通報します。

(6) 重大事態への対処

- ① 速やかに「三田小学校いじめ対策組織」で状況把握と対策方針の検討を行います。
- ② 教育委員会に報告し、指導を仰ぎます。
- ③ 事案の調査を行う主体の決定の後、調査を実施します。
- ④ 調査の進捗状況や経過報告を適時適切に行います。